

法律名：内航海運組合法

1. 案内情報

- 手続名 : 内航海運組合連合会の合併の認可
- 手続根拠 : ・内航海運組合法第 58 条 (第 53 条第 2 項準用)
・内航海運組合法施行規則第 12 条
- 手続対象者 : 内航海運組合連合会
- 提出時期 : 合併しようとするとき
- 提出方法 : 合併後の内航海運組合連合会の定款の内容を記載した申請書を作成し、当事者が連署して国土交通大臣 (内航海運組合連合会の地区又は航路が一の地方運輸局等内にある場合は、当該地方運輸局長等) へ提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : (添付書類) ・合併後の事業の種類ごとにその計画の概要を記載した書面
・合併の理由及び経過を記載した書面
・合併を決議した各内航海運組合連合会の総会の議事録の謄本
・合併後の組合員等の名簿
・内航海運組合連合会を直接若しくは間接に構成することとなる内航海運組合の組合員となる者が関係している航路の大要を記載した書面
・合併によって内航海運組合連合会を設立する場合には、合併後の内航海運組合連合会の役員となる者の氏名、住所及び略歴を記載した書面
・合併によって内航海運組合連合会を設立する場合には、その定款が法第 54 条第 1 項の規定による設立委員によって共同して作成されたものであることを証する書面
(部 数) 2 通
- 申請書様式 : 特になし
- 記載要覧・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先 :

国土交通省海事局国内貨物課	0 3 - 5 2 5 3 - 8 6 2 7 (直通)
北海道運輸局運航部輸送課	0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 3 (直通)
東北運輸局運航部輸送課	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 5 8 (直通)
新潟運輸局運航部輸送課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 5 (直通)
関東運輸局運航部輸送課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 1 4 (直通)

中部運輸局運輸部輸送課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 1 3 (直通)
近畿運輸局運輸部輸送課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 1 6 (直通)
神戸海運監理部運輸部輸送課	0 7 8 - 3 2 1 - 3 1 4 3 (直通)
中国運輸局運輸部輸送課	0 8 2 - 2 2 8 - 3 6 7 9 (直通)
四国運輸局運輸部輸送課	0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 7 8 (直通)
九州運輸局運輸部輸送課	0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 3 (直通)
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 (直通)

受付時間 : 提出先にお問い合わせください。

相談窓口 : 上記提出先

3 . 手続情報

審査基準

- : ・ 営利を目的としないこと
- ・ 組合員が任意に加入し、または脱退することができること
- ・ 組合員の議決権及び選挙権が平等であること
- ・ 設立手続が法令に違反しないこと
- ・ 定款の内容が法令に違反しないこと
- ・ 内航海運組合連合会の構成がその事業を行うのに適正なものであること

標準処理期間 : 1 . 5 ヶ月

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)